

防火  
統括 ~~防災~~ 管理者選任（解任）届出書 **【記載例】**

〇〇年 〇〇月 〇〇日					
鶴岡市消防長 殿					
届出者					
住所 鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号					
<small>（法人の場合は、名称及び代表者氏名）</small>					
〇〇〇〇株式会社					
氏名 代表取締役 消 防 太 郎 <span style="float: right;">㊟</span>					
（他、届出者名簿のとおり）					
下記のとおり、統括 <del>防災</del> 防火 管理者を選任（解任）したので届け出ます。					
記					
防火 対 象 物	所在地	鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号			
	名 称	〇〇ビル 電話（〇〇）〇〇〇〇			
	用 途	飲食店	令別表第1	（3）項口	
	種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種	収容人員	60	
統 括 防 火 ・ 防 災 管 理 者	氏名・生年月日		<small>シヨウボウ ジロウ</small> 消防 次郎 昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日生		
	住 所		鶴岡市△△町△△番△△号		
	選 任 年 月 日		〇〇年 〇〇月 〇〇日		
	資 格	種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種	<input type="checkbox"/> 防災管理に関する講習	
		講 習 機 関	日本防火協会		
		修了年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日	
	そ の 他	<input type="checkbox"/> 令第3条第1項第 号 （ ）		<input type="checkbox"/> 令第47条第1項第 号 （ ）	
		<input type="checkbox"/> 規則第2条第 号 （ ）		<input type="checkbox"/> 規則第51条の5第 号 （ ）	
	解 任 者	氏 名		鶴岡 三郎	
		解 任 年 月 日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	
解 任 理 由		人事異動のため			
そ の 他 必 要 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「防火  
防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

## 統括防火管理者選任（解任）届出書の届出者名簿

統括防火管理者として、消防 次郎 を選任したので届け出ます。

住 所 (法人の場合は、法人の住所)	名称及び氏名 (法人の場合は、名称、法人名及び代表者氏名)
鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎 ㊟

### 統括防火管理者の資格を有する者であるための要件に係る確認事項

〇〇ビル の「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火管理者に付与する権限等については、下記のとおりです。

#### 記

#### 1 必要な権限の付与

統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限を付与している。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

#### 2 防火管理上必要な業務

統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務」として、次の内容を説明しており、このことについて統括防火管理者が十分な知識を有している。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (4) その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

#### 3 防火管理上必要な事項

統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」として、次の内容を説明しており、このことについて統括防火管理者が十分な知識を有している。

- (1) 防火対象物の位置、構造及び設備等の状況に関すること。
- (2) その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項